

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		配偶者支援金給付の開始の申請に対する処分
根拠法令及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項
所管部課係名		生活支援課自立支援係
審	関係条項	1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項、第3項及び第4項 2 生活保護法第24条第3項及び同条第5項 3 生活保護法第8条 4 新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第2号
	基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により生活保護法の例による。
査	参考事項	
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
基	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
準	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和4年1月1日最終変更)